

令和6年第11回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年11月25日（金）第11回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
経済部農政課	主任主事 湯 澤 研 斗	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案書7ページの議案第2号の1番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和6年第11回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

7番 小 林 和 夫 委員、 16番 神 山 卓 也 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買10件、贈与1件の合計11件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎神長守雄委員 ●●さんの農地を●●さんが取得するという申請がありましたので、去る1月9日に推進委員さんと一緒に現地を見て参りました。●●さんの自宅西側の田で問題無いと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎松井研吉委員 2番の深津の件は、東京都新宿区にお住まいの●●さんから宇都宮市上欠町の●●さんへの贈与による所有権移転ということで、何ら問題はありませぬのでよろしくお願い致します。

◎小平敏男委員 3番の楡木町の件は、楡木町の●●さんから●●さんへの売買による所有権移転です。何ら問題は無いと思いますのでよろしくお願い致します。

◎青木正好委員 4番と6番から11番まで、関連しておりますので一括してご説明いたします。いずれの案件についても売買で、買受人が下都賀郡壬生町藤井にあります●●です。この会社は調査書にあるとおり農地所有適格法人で、那珂川町の方にも20haくらい所有して飼料作物を栽培して販売している会社です。4番は北半田の●●さん所有の農地であります。6番は久野の●●さん、7番は久野の●●さん、8番は久野の●●さん、9番は久野の●●さん、10番は北半田の●●さん、11番は北半田の●●さんの合計7名の方ですが、どの家も子供は農業をやらないということで、現在も全員が農作業を委託している状況ですから、農地を手放したいということで●●に売買するということになりました。●●は基本的にはWCSを作るということを知っております。その他として飼料用米とか、とうもろこしは那珂川町で作ってるらしいんですけども、そういう家畜の飼料を作るということを知っております。いずれについても周囲の農地への悪影響というものはありませんし、草刈や土地改良費の支払いとか、そういうものは全部きちんとやるということを知っておりますので、問題無いかと思っておりますのでご審議の方よろしくお願い致します。

◎金子重博委員 5番、上永野の件は、上永野の●●さんから、同じく上永野の●●さんへの売買による所有権移転です。●●さんは兼業農家で、今後蕎麦を作るということでありまして、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から11番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の8ページからご覧ください。まず1番ですが、御成橋町2丁目において●●申請の太陽光発電設備への転用ですが、議案第3号5-1案内図にお示しましたとおり、事業地域が市街化区域及び市街化調整区域にまたがっているため、許可申請と届出の2本立てとなっております。許可申請地についてご説明します。申請地は周囲を畑、宅地及び山林に囲まれた農地であり、農地区分については農地の縁辺部に位置する第2種農地に区分されます。なお、届出については議案書の25ページに記載がありますので後ほどご確認ください。次に2番ですが、上久我において●●申請の太陽光発電設備への転用ですが、申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の縁辺部に位置する第2種農地に区分されます。次に3番ですが、上南摩町において●●申請の既存太陽光発電設備に係る駐車場及び資材置場への転用であります。申請地は周囲を道路及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の縁辺部に位置する第2種農地に区分されます。次に4番ですが、磯町において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、道路、雑種地及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の縁辺部に位置する第2種農地に区分されます。次に5番ですが、上永野において、●●申請の砂利採取及び表土堆積場への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地ではありますが一時的な利用に供するものであります。次に6番ですが、久野において●●申請の作業事務所、駐車場、建築資材置場への一時転用であります。申請地は周囲を宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、5条転用6件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎神山卓也委員 去る11月18日に小林委員、それから私と事務局3名で現地を見て参りました。今回は5条の申請6件になりましたが、いずれの場所も特に問題は見当たりませんでしたので報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

- ◎関口 清委員 1番、御成橋町の件は、睦町の●●さんから東京都の●●への売買による太陽光発電施設用地への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願いいたします。
- ◎小林和夫委員 2番の上久我の件は、上久我の●●さんから東京の●●への有償による所有権移転です。転用目的は太陽光の発電設備ということで、事務局と現地調査員の報告のとおり問題は無いと思いますので、ご承認をお願いいたします。
- ◎奈良茂男委員 3番上南摩の件は、上南摩町の●●さん外2名の方から芳賀郡市貝町の●●への売買による駐車場及び資材置き場へのための転用です。現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませぬので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。
- ◎安生芳子委員 4番の磯町の件は太陽光設備なんですけど、この●●さんの土地の周囲は殆ど太陽光設備で埋め尽くされてる状況で、何の問題も無いと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
- ◎金子重博委員 5番、上永野の件は、上永野の●●さん・●●さん・●●さんから東京都荒川区の●●への賃貸借権設定による砂利採取及び表土堆積場への一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。
- ◎青木正好委員 6番、久野の件は、東京都新宿区の●●さん所有の農地を栃木県宇都宮市の●●への賃借権設定による一時転用ということであります。建設現場の作業事務所及び駐車場、建築資材置場への一時転用です。問題無いと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
- ◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。
- ◎議長は、議案第4号と議案第5号の「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。
- ◎事務局（渡邊主事） 議案第4号と議案第5号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年11月8日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には所有権移転、新規・更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書11ページから14ページをご覧ください。所有権移転が7件、17筆、32,662㎡となっております。議案書15ページから16ページをご覧ください。新規の利用権設定が3件、12筆、28,488㎡となっております。同じく議案書16ページから17ページをご覧ください。利用権設定の更新が3件、5筆、11,155㎡となっております。議案書18ページをご覧ください。中間管理事業が1件、3筆、9,650㎡となっております。
-

おります。これら合計14件、37筆、81,955㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。議案第4号から5号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号と議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第4号と議案第5号の1番から14番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更（農振編入）について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 議案第6号「農業振興地域整備計画の変更（農振編入）について」ご説明いたします。議案書19ページ及び案内図の方をご覧ください。今回、農振農用地への編入申出があった案件について説明させていただきます。案件番号1番、玉田地区圃場整備事業推進委員会から申請の圃場整備事業に伴う編入申出です。場所は玉田地区の区域に広くわたっておりますので、細かい場所は別紙資料としてお配りしています圃場整備対象エリアと編入対象農地をご確認ください。編入面積は、議案書20ページの一覧に記載のとおり33筆、合計25,710.34㎡です。今回の案件は、圃場整備事業を行うエリアで、農振農用地になっていなかった農地を農振農用地に編入するものです。既に農振農用地になっている周辺農地と共にこれから圃場整備事業を行い、今後一体的な農地利用を行うものであるため農用地区域への編入条件を満たしているものと思われま。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振編入）についての農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 圃場整備の対象地のうち、現在農振農用地になっていない農地を今回の申請で農振農用地に編入するもので、何ら問題が無いと思いますのでご承認のほどよろしくお願いたします。

◎議長は、議案第6号について質問を求めた。

◎柴田 忠委員 質問いたします。ただ今の案件の概要書の中で、概算総事業費のところに農家負担が0%とあります。他の圃場整備事業地区では何%かの農家負担があったと思いますが、0%になる理由がもし分かれば説明してください。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 直接の圃場整備担当でないので申し訳ありませんが、こちらのいわゆる地元負担と呼ばれてる圃場整備地元負担は、一般的には12.5%の負担があるということで皆さんご承知だと思います。計画書の上から2番目の補助事業名というところ

をご覧ください。農地中間管理機構関連農地整備事業となっています。こちらは圃場整備の条件に圃場整備対象エリアの農地をすべて農地バンクに預けることが条件になっておりまして、その要件に基づいて事業を実施すると、工事費の部分の地元負担が0%になるという補助事業になっています。対象エリアの農地すべてを農地バンクに15年間預けることが条件になっています。今回はこちらを活用しての圃場整備になりますので地元負担が0%ということになっております。

◎議長は、議案第6号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第6号の1番から33番について異存無しと決定した。

◎議長は、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」ご説明いたします。議案書21ページ及び案内図をご覧ください。今回除外の申出があった案件について説明させていただきます。案件番号1番、楡木町の●●申出の駐車場敷地です。場所は楡木町地内、南押原コミュニティセンターから東へ約200mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。●●が現在借りている駐車場の契約が来年7月に切れることとなり、新たな駐車場を確保する必要があるため、会社敷地から約50mほどの位置にある当該申出地を選定いたしました。除外面積は1筆で1,133㎡、北を宅地と雑種地、東を宅地、南を雑種地、西を宅地と畑に接しています。選定経過から他に代替地も無く、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われれます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎小平敏雄委員 先ほど、事務局の方から説明があったとおりですが、現地を調査して参りました。現在の駐車場の賃借の期限が満了するというので、返還しなければならないという大きな理由がありまして、新たに駐車場を確保する必要があると聞いております。周りの状況をから見て、住宅があるわけですが、問題は無いと思われましたのでご審議のほどよろしくお願いいいたします。

◎議長は、議案第7号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第7号の1番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時45分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年11月25日

議 長

署名委員

署名委員
